

学校施設の貸出時間の変更について

国の緊急事態宣言に基づき、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、下記のとおり学校施設の貸出時間を変更します。

記

(1) 対象施設

区立全小中学校 全施設（校庭、体育館、柔剣道場）

※ 教室、会議室など貸出は引き続き休止とします。

(2) 貸出時間の変更

午後 8 時まで（令和3年1月8日（金）から当面の間）

(3) 使用料の取り扱い

貸出時間の変更による取消分の使用料の取扱いについては、後日お知らせします。

【お問合せ先】
墨田区教育委員会事務局庶務課施設係
Tel 5608-6313